

景観法・須坂市景観をいかしたまちづくり条例・須坂市景観計画に基づく事前届出
添付図書一覧(30日前)(2022年7月1日更新)

区分		添付図書		
行為の種類	根拠	種類	縮尺・備考	根拠
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	法第16条第1項第1号	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(位置図)	1/2500以上	法規則第1条第2項第1号イ
		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真	—	法規則第1条第2項第1号ロ
	法第16条第1項第2号	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面(配置図)	1/100以上	法規則第1条第2項第1号ハ
		建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の図面(立面図) 【※マンセル値を表示のこと】	1/50以上	法規則第1条第2項第1号ニ
		その他参考となるべき事項を記載した図書	—	法規則第1条第2項第3号
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取、鉱物の掘採を除く)	法第16条第1項第3号	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面(位置図)	1/2500以上	法規則第1条第2項第2号イ 市規則第6条
		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真	—	法規則第1条第2項第2号ロ 市規則第6条
	政令第4条第1号	設計図又は施行方法を明らかにする図面(土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、擁壁断面図等)	1/100以上	法規則第1条第2項第2号ハ 市規則第6条
		その他参考となるべき事項を記載した図書	—	法規則第1条第2項第3号 市規則第6条
土石の採取、鉱物の掘採	政令第4条第1号	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面(位置図)	1/2500以上	市規則第6条
		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真	—	市規則第6条
		採取又は掘採の方法を明らかにする図面	1/100	市規則第6条
		廃土の堆積方法を明らかにする図面	1/100	市規則第6条
		採取又は掘採の終了後に行う措置を明らかにする図面	1/100	市規則第6条
		その他参考となるべき事項を記載した図書	—	市規則第6条
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	政令第4条第4号	当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面	1/2500以上	市規則第6条
		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真	—	市規則第6条
		堆積する場所及び方法を明らかにする図面	—	市規則第6条
		その他参考となるべき事項を記載した図書	—	市規則第6条

**景観法・須坂市景観をいかしたまちづくり条例・須坂市景観計画に基づく事前届出
添付書類が追加される行為一覧(30日前)**

行為の種類	規 模
建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートルを超え、かつ、当該行為に係る部分の建築面積1,000平方メートルを超えるもの
電気供給又は電気通信のための施設の建設等	当該工作物の高さ20メートルを超えるもの
太陽光発電施設の建設等	当該工作物に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計 500平方メートル(景観育成重点地区にあっては10平方メートル)を超えるもの
土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積1ヘクタールを超え、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル及び長さ30メートルを超えるもの
土地の形質の変更	変更に係る土地の面積1ヘクタールを超え、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル及び長さ30メートルを超えるもの

※上記の行為においては、事前届出書類に加え下記の追加書類の提出が必要となります。

追 加 添 付 図 書 一 覧(30日前)

添付図書の種類	備 考	根 拠
行為地及び完成予想図を作成した眺望点、完成予想図を作成する範囲を示した図面	行為を行う土地の区域及び完成予想図を作成した眺望点(地域にとって重要な景観を眺望できると市長が認める地点その他の不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。)の位置を表示する図面で縮尺2万 5,000分の1以上のもの。	市規則第6条第1項第6号ア
眺望点からの完成予想図	現状と比較できるようにすること。	市規則第6条第1項第6号イ
行為地周辺住民等への説明状況について記載した報告書	説明を行う際には、「眺望点からの完成予想図」(現状と比較できるようにすること)を提示して説明すること。報告書には説明会等で出された意見等の中で景観に関する内容についての記載をする。	市規則第6条第1項第6号ウ
太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項	太陽光発電施設に関する行為の場合に限り添付が必要。	市規則第6条第1項第6号エ

大規模特定行為の事前協議届出添付図書一覧(90日前)

区分		添付図書		
行為の種類	根拠	種類	縮尺・備考	根拠
建築物の建築等 (延べ面積3,000㎡又は高さ20m超) 工作物の建築等 (築造面積1,000㎡又は高さ30m超) (太陽光パネルの合計面積が1,000㎡超)	法第16条 第1項第1号	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(位置図)	1/2500以上	法規則第1条第2項第1号イ
		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真	—	法規則第1条第2項第1号ロ
		当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面(配置図)	1/100以上	法規則第1条第2項第1号ハ
		建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の図面(立面図) 【※マンセル値を表示のこと】	1/50以上	法規則第1条第2項第1号ニ
		その他参考となるべき事項を記載した図書	—	法規則第1条第2項第3号
		行為地及び完成予想図を作成した眺望点、完成予想図を作成する範囲を示した図面	1/2500以上	市規則第6条第1項第6号ア
	法第16条 第1項第2号	眺望点からの完成予想図	現状と比較できるようにする。(太陽光発電施設の場合)	市規則第6条第1項第6号イ
		行為地周辺住民等への説明状況について記載した報告書	行為を行う土地の周辺地域の住民等に対して説明を行った場合にあってはその状況を明らかにする書面、当該説明を行っていない場合にあってはその理由を記載した書面。	市規則第6条第1項第6号ウ
		太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項	太陽光発電施設に関する行為の場合に限り添付が必要。	市規則第6条第1項第6号エ

※当該建築物の高さ13mを超え、かつ、建築面積 1,000㎡を超えるものが の追加書類が必要となります。
 (工作物の場合はすべて該当書類が必要となります)